

意見提出者	個人
1. 項目	不動産登記及び商業登記において、登記の申請を業とすることができる資格者代理人（司法書士等）による代理申請の場合における、申請人（会社）等当該代理人以外の者の作成にかかる添付情報（ただし、登記申請の添付情報として適格な電磁的記録を除く。）の提出義務の緩和及び代替措置
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、不動産登記申請においては、法定の添付情報の提出が求められている。不動産登記法は、添付情報を申請情報と共に併せて送信すべきことを求めているが、添付情報が書面で作成されている場合においては、書面で提出することも認めている（特例方式）。</p> <p>電子申請を普及させるためには過渡的に必要であった措置ではあるが、これが却ってそのICT利活用の阻害要因となっている。</p> <p>商業登記においても同様の状況がある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>不動産登記令附則第5条</p> <p>不動産登記規則附則第21条</p> <p>商業登記規則第102条2項ただし書き</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>資格者代理人による電子申請の場合においては、特例方式を廃止すべきである。しかし、法定の添付情報の多くが書面で作成されている状況から、代替措置として申請代理人である資格者代理人の作成する一定の情報（電磁的記録）を必要的添付情報とすることで登記の真正を担保し、その根拠資料である書面については、これの保管義務を資格者代理人に課すこととすべきである。</p> <p>商業登記においても同様。</p>